

税務相談室

特定医療法人とは

北海道医師会顧問税理士 留目 正

問い：友人が経営する医療法人が最近“特定医療法人”の承認を受けたと言っていますが、特定医療法人とは、どのような法人なのでしょう。

お答え：一言でいえば、“一定の条件を備えたものとして財務大臣の承認を受けた法人”のことをいいます。詳しくご説明しましょう。

特定医療法人とは、財団たる医療法人または社団法人たる医療法人で出資持分の定めのないもの（清算中のものを除きます）で、その事業が医療の普及および向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき政令で定める一定の要件を満たすものとして財務大臣の承認を受けた法人をいいます（措法第67条の2）。

そして、この場合の政令で定める一定の要件とは次のようなものです。

- 1 各事業年度においてその事業および医療施設が医療の普及および向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の厚生労働大臣の当該各年度に係る証明書の交付を受けること。
- 2 その運営組織が適正であるとともに、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下“役員等”といいます）のうち親族関係を有する者およびこれらと次に掲げる特殊の

関係がある者（以下“親族等”といいます）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合がいずれも3分の1以下であること。

- ① その親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者。
 - ② その親族関係を有する役員等の使用人および使用人以外の者でその役員等から受ける金銭その他財産によって生計を維持している者。
 - ③ ①または②に掲げる親族でこれらの者と生計を一にしているもの。
- 3 その設立者、役員等もしくは社員またはこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用および事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
 - 4 その寄付行為または定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が国もしくは地方公共団体または他の一定の要件を満たした医療法人に帰属する旨の定めがあること。
 - 5 その法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部または一部を隠ぺいし、または偽装して記録または記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。
 - 6 この法人の承認を受けようとする医療法人は次に掲げる事項を記載した申請書を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。（措施令第39条の25-②）
 - ① 申請者の名称および納税地
 - ② 代表者の氏名
 - ③ その設立の年月日
 - ④ 申請者が現に行っている事業の概要
 - ⑤ その他参考となるべき事項
 - 7 その申請書に添付しなければならないもの
 - ① その寄付行為または定款の写し
 - ② その申請時の直近に終了した事業年度に係る1に規定する証明書
 - ③ 2、3および5に掲げる要件を満たす旨を説明する書類（措施令第39条の25-③）
- 以上、租税特別措置法および同法施行令を中心としてご説明いたしましたが、実際のところ、その設立承認の件数は少ないようです。